

市長と語ろう会（地域団体向け）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市長が団体の集会、会合等に出向いて、市政に関するテーマを説明し、団体と直接対話する「市長と語ろう会（地域団体向け）」（以下「語ろう会」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（参加対象）

第2条 本市在住・在勤・在学の方で構成され、市内で定期的に活動を行っている団体で、おおむね20人以上が参加、出席する集会、会合等（政治、宗教又は営利を目的とするものを除く。）（以下「対象集会等」という。）を対象に実施する。

（実施方法）

第3条 テーマ及び開催日時等は、毎年度検討・調整のうえ定める。

2 団体からの申込みにより、市長が対象集会等の開催場所に出向いて実施する。

3 対象集会等の開催場所は、申込みをする団体がその負担において確保するほか、設営等に要する一切の費用も団体が負担するものとする。

4 実施時間は、おおむね1時間とする。

（参加団体の募集・決定）

第4条 募集は、市政だより、ホームページ等により周知する。

2 参加希望団体は、別に定める必要事項を記入し、申し込むものとする。

3 参加の可否を決定した場合は、その旨を申込団体へ通知する。

（会場に入ることができない者）

第5条 次の各号に掲げる者は、会場に入ることができない。

(1)人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2)酒気を帯びていると認められる者

(3)前2号に定めるほか、語ろう会を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(参加者及び傍聴者の守るべき事項)

第6条 参加者及び傍聴者は、会場内にあるときは、次の各号を守らなければならない。

(1)私語、談話等をしないこと。

(2)酒食又は喫煙をしないこと。

(3)携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。

(4)みだりに移動したり、席を離れたりしないこと。

(5)その他語ろう会の秩序を乱し、又は進行の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第7条 参加者及び傍聴人がこの要綱に違反する場合は、市長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(実施内容の公開)

第8条 語ろう会については、報道機関へ公開する。

2 開催結果については、ホームページで公表するほか、庁内の情報共有を目的に関係局への配付を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、語ろう会の実施に関し必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。